

早期卒業制度実施要領(2011 年度以降入学生対象)

システム理工学部機械工学科

1 制度の趣旨

理工学研究科の教育・研究の活性化および大学院教育と学部教育の連携を強化することを目的として、システム理工学部機械工学科に在学するきわめて優秀な学生を、7 学期間(3.5 年)で早期に卒業させ、本学大学院理工学研究科システム理工学専攻機械工学分野へと進学させる早期卒業制度を導入する(学則第 26 条の 2)。さらに、本制度により入学した学生のうち、大学院において特に優秀な成績を修めた者について、博士課程前期課程を 3 学期間(1.5 年)で修了できる早期修了制度を導入する(院学則第 24 条)。

機械工学科においては、博士課程前期課程を修了後に、同後期課程への進学を強く薦める。

本制度は、①学部 7 学期目の大学院科目の先取履修、②大学院博士課程前期課程への 9 月入学、③大学院博士課程前期課程の 3 学期修了制度を連動させ、5 年(10 学期)で学部卒業・大学院博士課程前期課程修了を概要とする。

2 早期卒業制度について

対象者 : 2011 年度以降入学のシステム理工学部機械工学科の学生で、かつ関西大学大学院理工学研究科システム理工学専攻機械工学分野への進学を強く希望する者

募集時期 : 3 年次秋学期中

(1) 早期卒業制度の適用については、以下の条件をすべて満たしていること

- ① システム理工学部機械工学科に入学後、連続して 5 学期在学している者(編・転入学生については、機械工学科に編・転入学をした時点で、編・転入学をする以前も本学に在学していたものとみなす(ただし、早期卒業制度を設ける大学からの編・転入学生に限る))
- ② 関西大学大学院理工学研究科システム理工学専攻機械工学分野への進学を強く希望する者
- ③ 応募時に「早期特別研究」を履修しており、かつ当該特別研究担当者が早期卒業制度への応募を認めた者
- ④ 3 年次春学期(5 学期)末時点において、卒業所要単位に含まれる科目の成績が高い者(注 1)
- ⑤ 早期卒業希望者を対象に行う口頭試問において優秀な成績の者

(2) 早期卒業が認められる者は、以下の条件をすべて満たしていること

- ① 4 年次春学期末時点において、連続して 7 学期在学し、卒業所要単位を全て修得した者
- ② 4 年次春学期(7 学期)末時点において、卒業所要単位に含まれる科目の成績が高い者(注 1)
- ③ 「特別研究 I」および「特別研究 II」を修得した者
- ④ 関西大学大学院理工学研究科システム理工学専攻の開講する大学院先取科目を 4 年次春学期に 10 単位履修している者(4 年次春学期に 10 単位履修したうち、少なくとも 6 単位を修得しておかなければ、本学大学院理工学研究科に入学後、早期修了適用対象者となる条件を満たすことができない)

(3) 履修上の措置およびその他の事項

- ① 早期卒業制度の適用を認められた者には、4 年次春学期に「特別研究 I」および「特別研究 II」の並行履修を認める。
- ② 早期卒業制度の適用を認められた者に、学期途中で学籍異動があった場合は、早期卒業制度適用の許可を取り消す。
- ③ 早期卒業制度適用を認められた者から、特別研究担当者を通じて、システム理工学部長に所定の期間に早期卒業制度適用辞退の申し出があった場合は、早期卒業制度適用許可を取り消す。なお、4 年次春学期(7 学期)末時点で卒業所要単位を全て修得している場合においても、4 年次秋学期以降にその者が 1 科目以上の履修をしたうえで、通算 8 学期以上在学しなければ学部卒業を認めない。

3 大学院への進学について

学内進学試験について

- ① 早期卒業制度の適用者については、秋学期入学の学内進学試験の受験を認める。
- ② 秋学期入学学内進学試験で不受験等が発生した場合には、2-(3)-②に準じて、早期卒業制度適用許可を取り消す。なお、4 年次春学期(7 学期)末時点で卒業所要単位を全て修得している場合においても、4 年次秋学期以降にその者が 1 科目以上の履修をしたうえで、通算 8 学期以上在学しなければ学部卒業を認めない。
- ③ 秋学期入学学内進学試験に合格した者で早期卒業が認められなかった場合、その合格を取り消す。

・注 1 : 成績判定基準については、別に定める。

以上